

Ⅲ. 茨城県内の事業協同組合の運営体制

(1) 役員 の 状 況

法律では組合の理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならないとされている。組合が組合員4人から設立できることを鑑み、最低人数で組合を設立した場合、組合員全員が役員になることもある。具体的には組合の定款で役員 の 定数を定めることとされており、組合の実情に応じて役員数に違いが表れる。

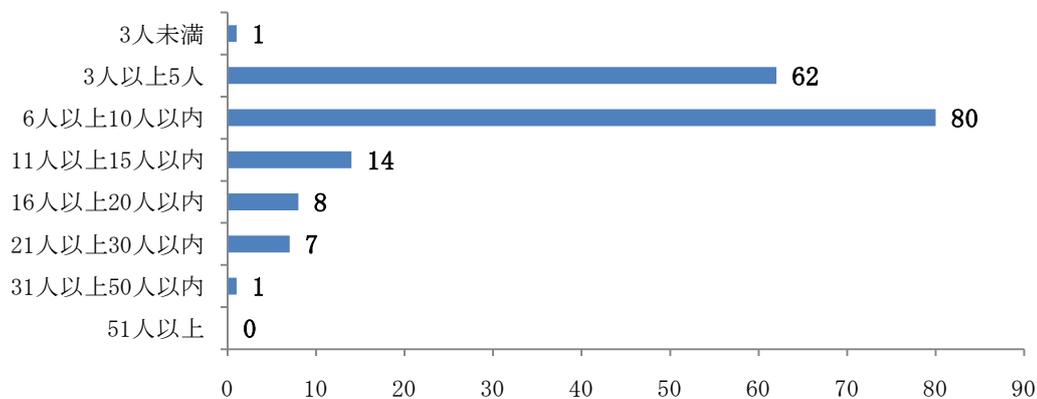
① 理事及び監事の数

図Ⅲ－1から理事の数の分布状況をみると、「6人以上10人以内」の80組合、「3人以上5人以内」の62組合と、回答のあった173組合の82.0%がこの範囲の中に集中している。

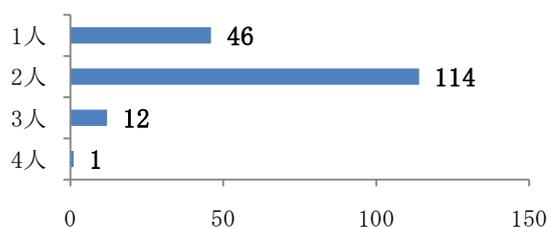
次いで「11人以上15人以内」14組合、「16人以上20人以内」8組合、「21人以上30人以内」7組合、「31人以上50人以内」1組合、「3人未満」1組合と続く。

図Ⅲ－2から監事の数 の 分布状況をみると、「2人」114組合、「1人」46組合と、回答のあった173組合の92.4%組合の監事が2人以内であることが分かる。次いで「3人」12組合、「4人」1組合と続くが、理事と比較すると監事を多数設置する組合は少ない。

図Ⅲ－1：理事の数



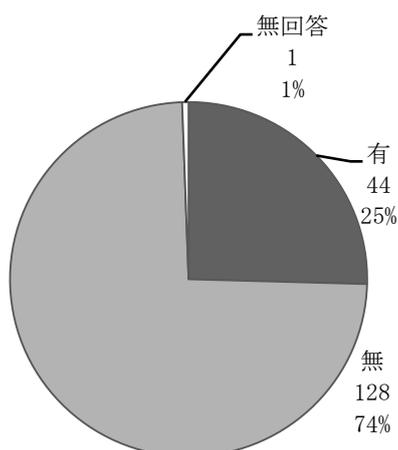
図Ⅲ－2：監事の数



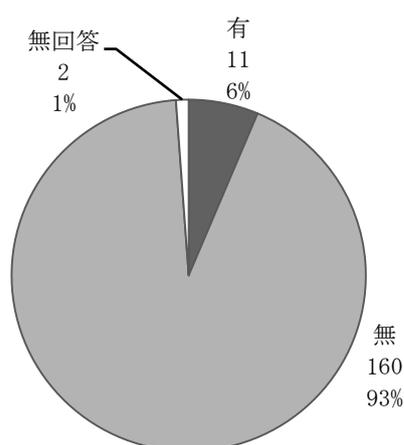
②員外役員の設置状況

図Ⅲ－３から員外理事設置状況をみると、回答のあった173組合の25%が員外理事を設置していることになる。一方、員外監事を設置しているのは11組合と回答のあった173組合の6%にとどまる。

図Ⅲ－３：員外理事設置状況



図Ⅲ－４：員外監事設置状況



(2) 専従役職員の設置状況

事業協同組合は、中小企業が事業の共同化を図ることによって事業を補完し、経営を強化することにより経済的地位の向上を図ることを目的としており、組合員たる中小企業者は組合に加入した後においても自らの企業を保持し、事業を継続し続けることとなる。一方で、組合は組合員を相手方とした事業を実施しながら組織を運営するが、法令上その業務は、理事会で意思決定し、代表理事がそれを執行することになる。しかし、組合の理事は原則的には組合員の中から選出されるため、組合員たる中小企業者としての本業の片手間で組合運営を行うには限界が生じることがある。

このため、専従職員を採用して組合の日常業務を行わせ、さらには、組合員以外の者を専従理事（常勤理事）として組合の常務を執行させることにより、組合員理事の負担を軽減しながら、組合の事業が効果的かつ効率的に遂行され、円滑な組織運営を図る組合も多い。

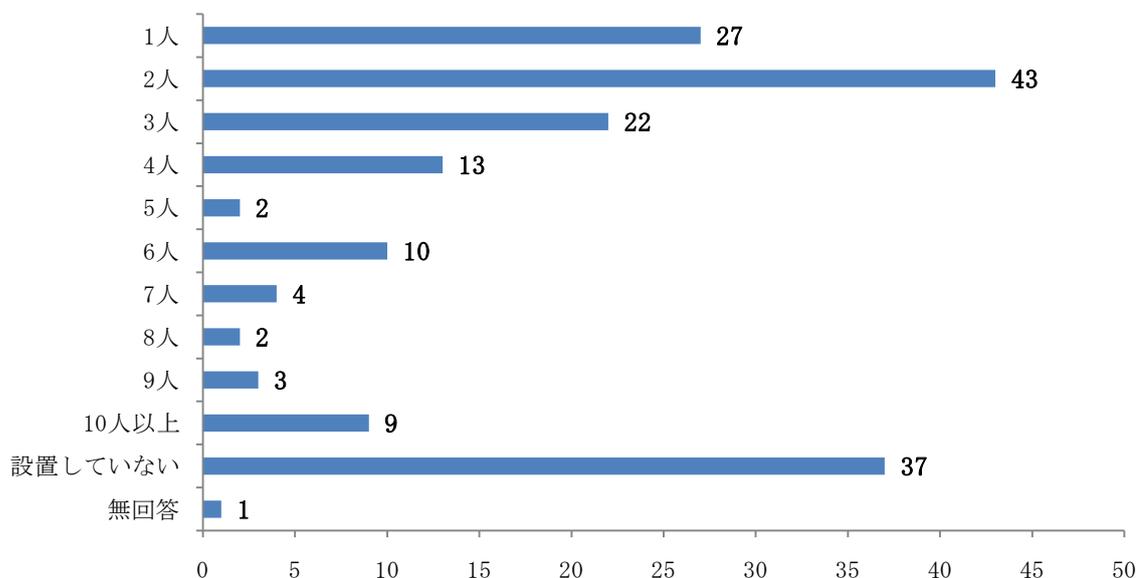
専従役職員とは専従役員と専従職員の総称であるが、専従役員という表現には専従監事も包含される。しかし、組合の日常業務が代表理事の指揮のもとに行われるという前提に立てば、それを監督する立場にある監事が専従監事となることはあり得えず、組合の使用人となることも法令上禁止されているため、これ以後は「専従役員」は「常勤理事」と、さらには「専従職員」を「事務局職員」と表現することとする。

①専従役職員設置状況

図Ⅲ－５から専従役職員を設置する組合は、「設置していない」37組合と「無回答」1組合を除いた135組合が専従役職員を設置していると回答した。設置人数は、組合員数や組合の地区、さらに

は事業の種類や規模によってさまざまであるが、最も多いのが「2人」の43組合である。次いで、「1人」27組合、「3人」22組合、「4人」13組合と続き、設置人数4人までの範囲の中に、専従役員を設置していると回答のあった135組合の77.7%が占められるなど、組合事務局組織は会社組織と比べると小規模であることが分かる。

図Ⅲ－5：専従役員数別でみた組合数

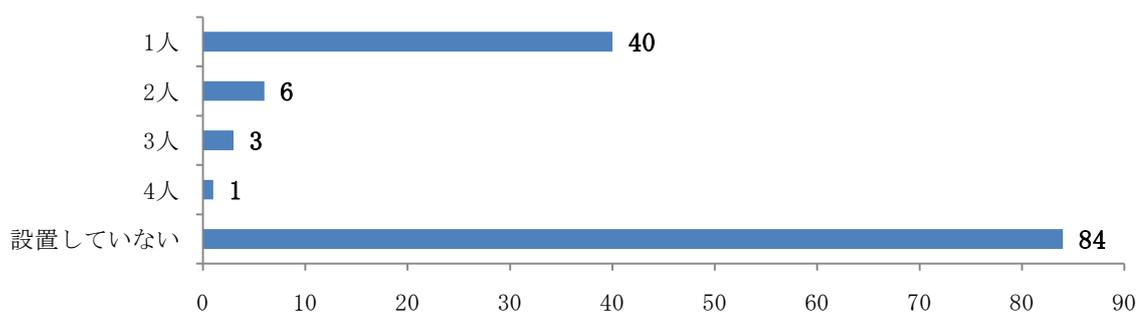


②常勤理事設置状況

図Ⅲ－6では、図Ⅲ－5の専従役員を「設置していない」37組合と「無回答」1組合を除いた135組合について常勤理事の設置状況を調査した。

専従役員を設置していると回答した135組合のうち常勤理事を設置する組合が50組合あるが、回答のあった173組合に対して28.9%、専従役員を設置する組合135組合に対して37.0%が常勤理事を設置している。常勤理事設置人数で最も多いのが「1人」の40組合であり、常勤理事設置組合50組合の80%を占めている。

図Ⅲ－6：常勤理事数別でみた組合数

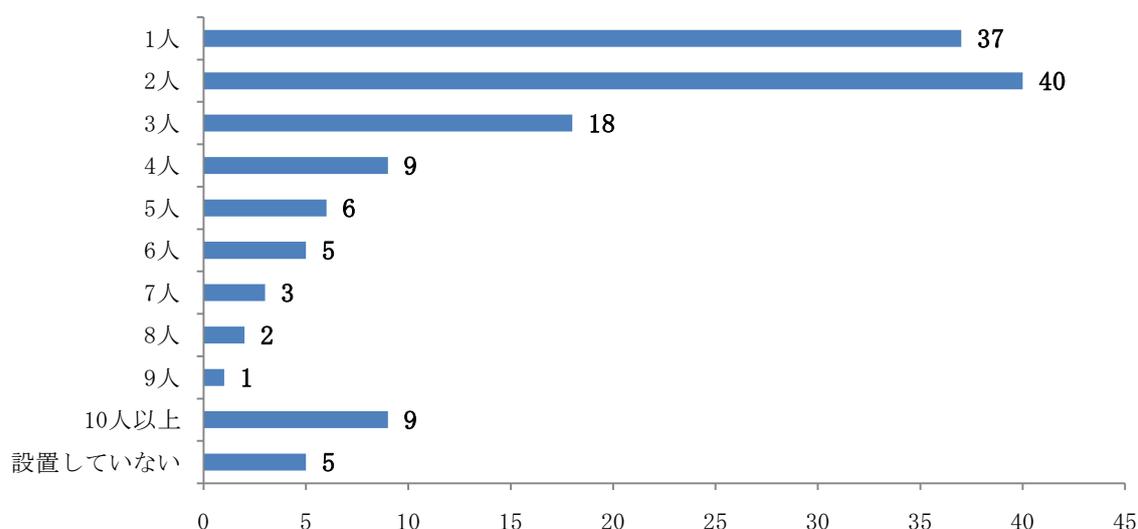


③事務局職員設置状況

図Ⅲ－７では、図Ⅲ－５の専従役員を「設置していない」37組合と「無回答」1組合を除いた135組合について事務局職員の設置状況を調査した。

専従役員を設置していると回答した135組合のうち事務局職員を設置する組合が130組合あるが、回答のあった173組合に対して75.1%、専従役員を設置する組合135組合に対して96.2%が事務局職員を設置している。事務局職員設置人数で目立つのが「2人」の40組合と「1人」の37組合であり、これらが事務局職員設置組合130組合の59.2%を占めている。

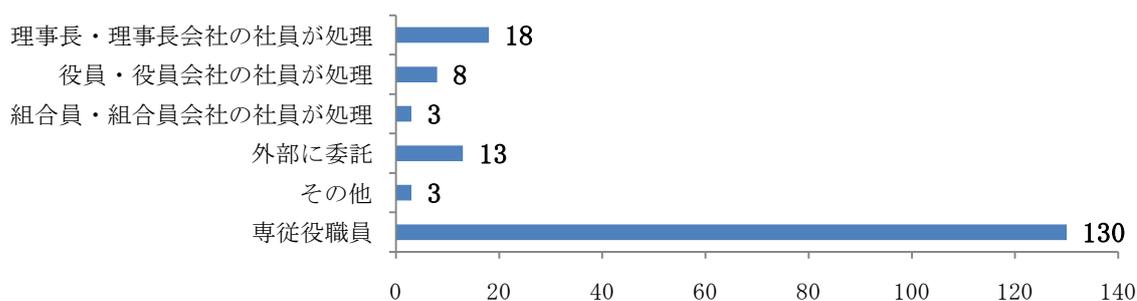
図Ⅲ－７：事務局職員数別でみた組合数



(3) 組合事務処理担当者

図Ⅲ－８では組合事務を誰が処理しているのかについて調査したが、最も多いのが専従役員員の130組合である。図Ⅲ－５で専従役員を設置する組合が135組合あったが、そのうち5組合は、「理事長・理事長会社の社員が処理」に2組合が回答し、「役員・役員会社の社員が処理」、「外部委託」、「その他」にそれぞれ1組合ずつ回答している。専従役員を設置しない組合の事務処理は「理事長・理事長会社の社員が処理」が18組合と最も多く、次いで「外部に委託」が13組合と続く。

図Ⅲ－８：組合事務処理担当者でみる組合数



(4) 委員会、部会、青年部、女性部

組合の業務決定は理事会で行うことになるが、事業別や業務別の委員会や部会、さらには青年部や女性部を結成し、理事会の諮問機関としてより適正な組合運営の実現を図ることが理想的である。

表Ⅲ－１から表Ⅲ－４では委員会、部会、青年部、女性部の設置状況を調査したが、回答のあった173組合のうち委員会を設置しているのは65組合(37.6%)、部会を設置しているのが25組合(14.5%)、青年部を設置しているのが35組合(20.2%)、女性部を設置しているのが7組合(4.0%)であった。

委員会、部会、青年部、女性部のいずれにおいても業種別でみた場合、「製造業」、「建設業」「卸売業・小売業」が上位に位置する。

表Ⅲ－１：業種別委員会設置状況

業種	委員会設置		合計		ある		ない		無回答	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計	回答数		173	100.0	65	100.0	103	100.0	5	100.0
	%		100.0	—	37.6	—	59.5	—	2.9	—
農業・林業			8	4.6	1	1.5	7	6.8	0	0.0
漁業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業			1	0.6	1	1.5	0	0.0	0	0.0
建設業			30	17.3	12	18.5	17	16.5	1	20.0
製造業			39	22.5	13	20.0	24	23.3	2	40.0
電気・ガス・熱供給・水道業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
情報通信業			1	0.6	1	1.5	0	0.0	0	0.0
運輸業、郵便業			9	5.2	2	3.1	7	6.8	0	0.0
卸売業、小売業			38	22.0	16	24.6	21	20.4	1	20.0
金融業、保険業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不動産業、物品賃貸業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業			2	1.2	1	1.5	1	1.0	0	0.0
宿泊業、飲食サービス業			2	1.2	0	0.0	1	1.0	1	20.0
生活関連サービス業、娯楽業			2	1.2	1	1.5	1	1.0	0	0.0
教育・学習支援業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
医療・福祉			3	1.7	0	0.0	3	2.9	0	0.0
複合サービス業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）			4	2.3	1	1.5	3	2.9	0	0.0
公務（他に分類されるものを除く）			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
分類不能の業種			1	0.6	0	0.0	1	1.0	0	0.0
工場団地組合			8	4.6	5	7.7	3	2.9	0	0.0
商店街・共同店舗組合			10	5.8	7	10.8	3	2.9	0	0.0
異業種			15	8.7	4	6.2	11	10.7	0	0.0
無回答			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

表Ⅲ－２：業種別部会設置状況

業種	部会設置	合計		ある		ない		無回答	
		回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計	回答数	173	100.0	25	100.0	136	100.0	12	100.0
	%	100.0	—	14.5	—	78.6	—	6.9	—
農業・林業		8	4.6	0	0.0	8	5.9	0	0.0
漁業		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業		1	0.6	0	0.0	1	0.7	0	0.0
建設業		30	17.3	5	20.0	22	16.2	3	25.0
製造業		39	22.5	6	24.0	30	22.1	3	25.0
電気・ガス・熱供給・水道業		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
情報通信業		1	0.6	0	0.0	1	0.7	0	0.0
運輸業、郵便業		9	5.2	0	0.0	9	6.6	0	0.0
卸売業、小売業		38	22.0	9	36.0	28	20.6	1	8.3
金融業、保険業		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不動産業、物品賃貸業		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業		2	1.2	0	0.0	1	0.7	1	8.3
宿泊業、飲食サービス業		2	1.2	0	0.0	1	0.7	1	8.3
生活関連サービス業、娯楽業		2	1.2	0	0.0	2	1.5	0	0.0
教育・学習支援業		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
医療・福祉		3	1.7	1	4.0	2	1.5	0	0.0
複合サービス業		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）		4	2.3	0	0.0	4	2.9	0	0.0
公務（他に分類されるものを除く）		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
分類不能の業種		1	0.6	0	0.0	1	0.7	0	0.0
工場団地組合		8	4.6	1	4.0	6	4.4	1	8.3
商店街・共同店舗組合		10	5.8	1	4.0	7	5.1	2	16.7
異業種		15	8.7	2	8.0	13	9.6	0	0.0
無回答		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

表Ⅲ－３：業種別青年部設置状況

業種	青年部設置		合計		ある		ない		無回答	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計	回答数		173	100.0	35	100.0	128	100.0	10	100.0
	%		100.0	—	20.2	—	74.0	—	5.8	—
農業・林業			8	4.6	0	0.0	8	6.3	0	0.0
漁業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業			1	0.6	0	0.0	1	0.8	0	0.0
建設業			30	17.3	10	28.6	19	14.8	1	10.0
製造業			39	22.5	10	28.6	27	21.1	2	20.0
電気・ガス・熱供給・水道業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
情報通信業			1	0.6	0	0.0	1	0.8	0	0.0
運輸業、郵便業			9	5.2	3	8.6	6	4.7	0	0.0
卸売業、小売業			38	22.0	8	22.9	28	21.9	2	20.0
金融業、保険業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不動産業、物品賃貸業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業			2	1.2	0	0.0	2	1.6	0	0.0
宿泊業、飲食サービス業			2	1.2	0	0.0	1	0.8	1	10.0
生活関連サービス業、娯楽業			2	1.2	0	0.0	2	1.6	0	0.0
教育・学習支援業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
医療・福祉			3	1.7	0	0.0	3	2.3	0	0.0
複合サービス業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）			4	2.3	1	2.9	3	2.3	0	0.0
公務（他に分類されるものを除く）			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
分類不能の業種			1	0.6	0	0.0	1	0.8	0	0.0
工場団地組合			8	4.6	0	0.0	7	5.5	1	10.0
商店街・共同店舗組合			10	5.8	3	8.6	5	3.9	2	20.0
異業種			15	8.7	0	0.0	14	10.9	1	10.0
無回答			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

表Ⅲ－４：業種別女性部設置状況

業種	女性部設置		合計		ある		ない		無回答	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
合計	回答数		173	100.0	7	100.0	155	100.0	11	100.0
	%		100.0	—	4.0	—	89.6	—	6.4	—
農業・林業			8	4.6	0	0.0	8	5.2	0	0.0
漁業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業			1	0.6	0	0.0	1	0.6	0	0.0
建設業			30	17.3	3	42.9	25	16.1	2	18.2
製造業			39	22.5	0	0.0	36	23.2	3	27.3
電気・ガス・熱供給・水道業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
情報通信業			1	0.6	0	0.0	1	0.6	0	0.0
運輸業、郵便業			9	5.2	0	0.0	9	5.8	0	0.0
卸売業、小売業			38	22.0	4	57.1	33	21.3	1	9.1
金融業、保険業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
不動産業、物品賃貸業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業			2	1.2	0	0.0	2	1.3	0	0.0
宿泊業、飲食サービス業			2	1.2	0	0.0	1	0.6	1	9.1
生活関連サービス業、娯楽業			2	1.2	0	0.0	2	1.3	0	0.0
教育・学習支援業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
医療・福祉			3	1.7	0	0.0	3	1.9	0	0.0
複合サービス業			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
サービス業（他に分類されないもの）			4	2.3	0	0.0	4	2.6	0	0.0
公務（他に分類されるものを除く）			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
分類不能の業種			1	0.6	0	0.0	1	0.6	0	0.0
工場団地組合			8	4.6	0	0.0	7	4.5	1	9.1
商店街・共同店舗組合			10	5.8	0	0.0	8	5.2	2	18.2
異業種			15	8.7	0	0.0	14	9.0	1	9.1
無回答			0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0

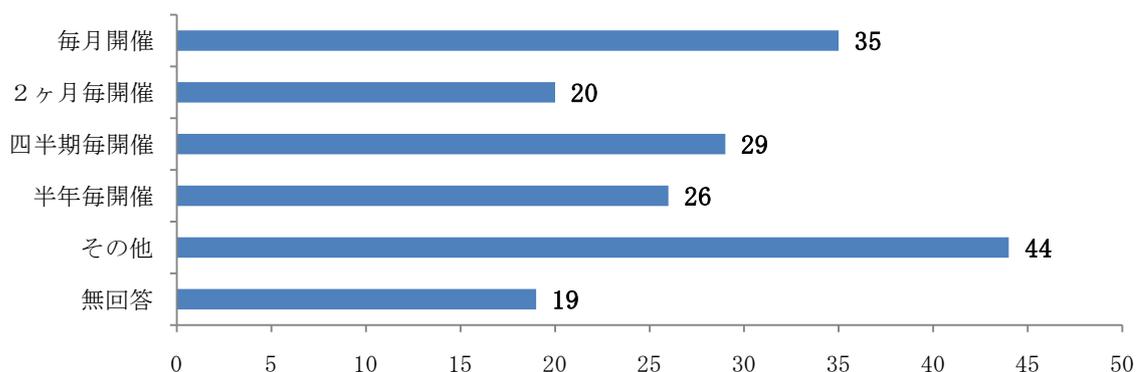
（５）会議等の開催状況

①理事会の開催状況

図Ⅲ－９では理事会の開催頻度について調査したが、「その他」の44組合が最も多く、その中には、「年1回」、「年3～4回（その都度）」、「毎週」、「決めていない」などといった回答があった。

それ以外では「毎月開催」35組合、「四半期毎開催」29組合、「半年毎開催」26組合、「2ヵ月毎開催」20組合と続いている。

図Ⅲ－ 9：理事会開催状況

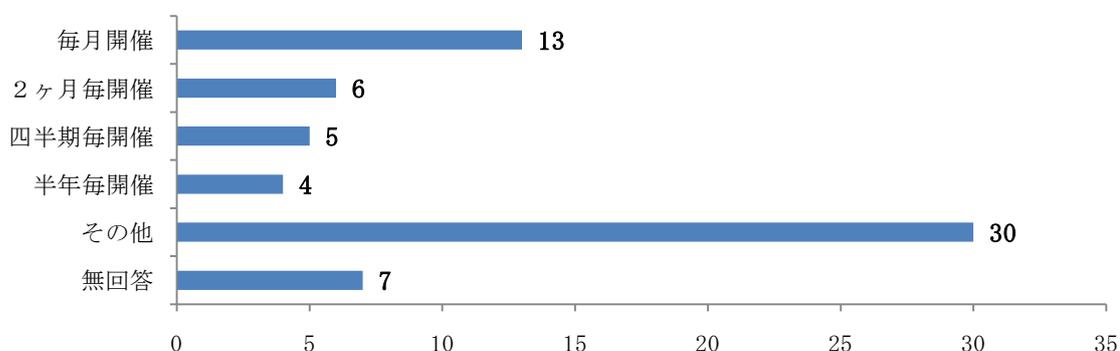


②委員会の開催状況

図Ⅲ－10では、42頁の「表Ⅲ－1：業種別委員会設置状況」で委員会を設置していると回答のあった65組合の委員会開催状況について調査したところ、「その他」の30組合が最も多く、その中には、「随時」、「その都度」などといった回答があった。

それ以外では「毎月開催」13組合、「2ヵ月毎開催」6組合、「四半期毎開催」5組合、「半年毎開催」4組合と続いている。

図Ⅲ－10：委員会開催状況

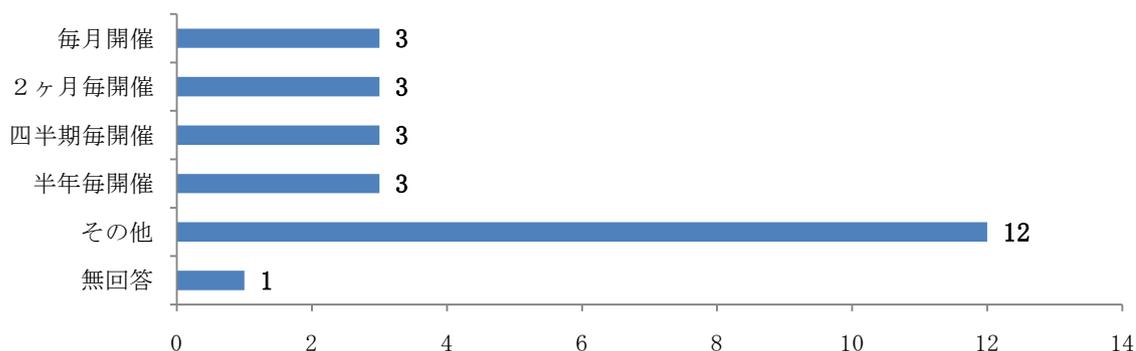


③部会の開催状況

図Ⅲ－11では、43頁の「表Ⅲ－2：業種別部会設置状況」で部会を設置していると回答のあった25組合の部会開催状況について調査したところ、「その他」の12組合が最も多く、その中には、「随時」といった回答があった。

それ以外では「毎月開催」、「2ヵ月毎開催」、「四半期毎開催」、「半年毎開催」がそれぞれ3組合と続いている。

図Ⅲ－11：部会開催状況

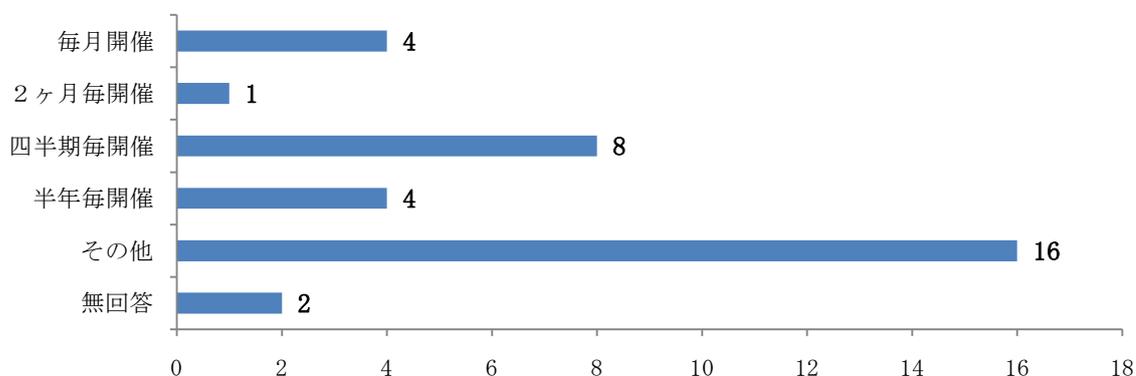


④青年部の開催状況

図Ⅲ－12では、44頁の「表Ⅲ－3：業種別青年部設置状況」で青年部を設置していると回答のあった35組合の青年部開催状況について調査したところ、「その他」の12組合が最も多かった。

それ以外では「四半期毎開催」8組合、「毎月開催」4組合、「半年毎開催」4組合、「2ヶ月毎開催」1組合と続いている。

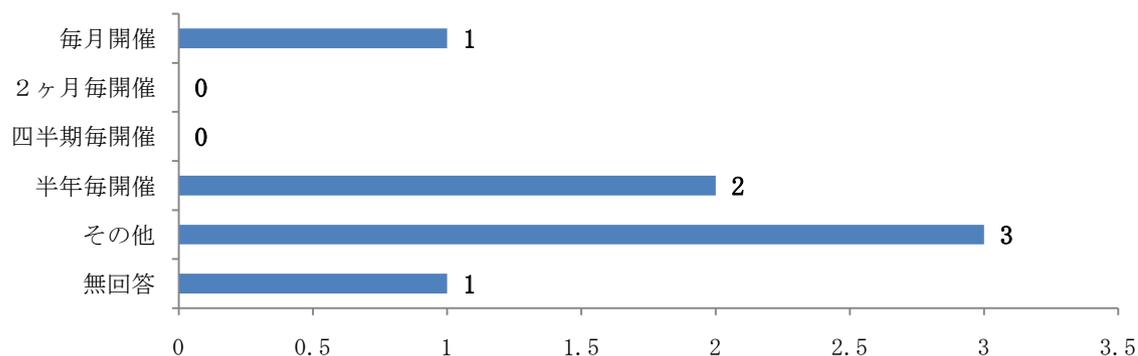
図Ⅲ－12：青年部開催状況



⑤女性部の開催状況

図Ⅲ－13では、45頁の「表Ⅲ－4：業種別女性部設置状況」で女性部を設置していると回答のあった7組合の女性部開催状況について調査したところ、「その他」3組合、「半年毎開催」2組合、「毎月開催」1組合といった結果であった。

図Ⅲ－13：女性部開催状況



(6) 組合事務所設置形態

回答のあった173組合の事務所設置形態について調査したが、合計回答数が174あるのは、主たる事務所に加えて従たる事務所の設置状況をも回答いただいた結果である。これによれば、「所有事務所」63組合、「賃貸事務所」56組合、「役員又は組合員企業に同居」47組合、「その他」7組合、「無回答」1組合という状況である。

表Ⅲ－5：組合事務所設置形態

		合計	所有事務所	賃貸事務所	役員又は組合員企業に同居	その他	無回答
組合事務所設置状況	回答数	174	63	56	47	7	1
	%	100.0	36.2	32.2	27.0	4.0	0.6

図Ⅲ－14：組合事務所設置形態

